

平成29年度予算要求基準

「平成29年度予算編成要領」を踏まえ、下記の経費ごとの要求基準を厳守し、諸事項に留意の上、要求すること。

第1 歳入に関する事項

1 県税等

(1) 今後の経済動向及び税制改正の動向等に十分注意し、適切に見積もること。

特に、個人県民税については、市町村と連携し、課税対象のより一層の的確な把握と課税の適正化に努めるとともに、催告の強化や早期滞納整理を実施し、収入率の向上を図ること。また、自動車税等については滞納整理に積極的に取り組むとともに、法人二税等の申告税目については、調査を徹底し、併せて適正申告を強力に促進すること。

(2) 平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）の発生に起因する減収額及び減免額については、的確な把握に努めること。

2 地方交付税等

地方財政対策の動向等を踏まえ、適切に見積もること。さらに、全国知事会等と連携し、地方交付税の総額確保や地方の財政需要の適切な積上げを国へ要請すること。

3 県債

(1) 県債の充実に当たっては、地方債制度に沿って、適切に見積もることとし、その際には、交付税措置のあるより有利な県債が活用できるように対応すること。

(2) 臨時財政対策債については、地方財政対策の動向等を踏まえ、適切に見積もること。

(3) 熊本地震からの復旧・復興事業を除いた県債残高については、増加させない財政体質を引き続き堅持することとしているので、留意すること。

4 国庫支出金

(1) 国の予算編成の動向等を精査し、県施策との整合性を十分に見極め、費用対効果や県費負担との関連を勘案しながら、内容を十分調査・検討の上、選択的かつ効果的な受入れを図ることとし、特に過大見積り等がないよう留意すること。

(2) 県の超過負担が発生しているものについては、実態をよく把握し、国に対する働きかけを行うなど、従来以上にその解消に努めること。また、委託事業等に係る人件費所要額の確保には、特に留意すること。

5 使用料及び手数料

(1) 使用料は特定施設の利用行為の応益性に着目して徴するものであり、また手数料は特定の行政サービスに対する実費弁償的なものとして徴するものであることを踏まえ、受益者負担の適正化を推進する観点から、

- ①当該収入をもって執行する行政経費と収入との間に著しく均衡を失しているもの
- ②現在の経済情勢に相応しないもの
- ③類似のケースとの均衡が保たれていないもの

等については、積極的に改定を行うこと。

特に、3年間、料金改定を行っていない手数料は、原則として、見直しを行うこと。

- (2) 使用料及び手数料を課すべきにもかかわらず、徴収していない事務については、他団体の動向も的確に踏まえ、積極的に検討すること。
- (3) 熊本地震に起因する減免については、被災者支援の観点からその必要性及び内容を精査し、影響額を試算のうえ要求すること。

6 分担金及び負担金

関係法令等に基づき適正に見積もるとともに、県行財政の役割の再構築の観点から、事業の目的、効果等に応じた市町村及び受益者の負担の適正化を積極的に図ること。

7 財産収入

- (1) 未利用資産については、災害時における有効活用も踏まえつつ、中・長期的な利活用の方向性を見定めた上で、原則として、売却あるいは有償貸付を行うこと。また、現在、公共の用に供している施設であっても、その施設のあり方を見直した上で、不要と考えられる財産については、戦略的な売却ができるようファシリティマネジメントの徹底により収入確保につなげること。さらに、現在、無償貸付や減免を行っている物件については、有償化に向けた検討を行うこと。
- (2) 貸付料の算定基礎の見直しや、事業用定期借地権制度の導入等、民間活力を活用した新たな有効活用策を検討すること。
- (3) 生産物売払収入、貸付料等については、適正な時価等を十分に考慮して算定を行い、収入の確保に努めること。

8 その他

(1) 特別会計や基金の積極的な活用

特別会計については、その存在意義を検証した上で、事業の見直しにより生じた剰余金の一般会計での活用や、一般会計からの繰出金の縮小等を見直しを積極的に進めること。また、基金については、その存在意義を検証した上で、設置意義が薄れている基金は他の基金との統合又は廃止に努めるとともに、より弾力的な運用が求められる基金はそのあり方を抜本的に見直すこと。さらに、基金の趣旨に沿った積極的な活用を図ること。

なお、国の経済対策により造成した基金については、既存事業との整合性を図りつつ積極的に活用するとともに、必要に応じ、基金活用年限の延長や弾力的な運用等について国に要請すること。

(2) 歳計現金、基金の確実かつ効率的運用

歳計現金、基金の運用については、「熊本県公金管理に関する方針」（平成25年10月15日改正）に基づくとともに、ペイオフ対策についても十分留意し、公金の確実かつ効率的な運用を図ること。

(3) 出資金・貸付金の有効活用

県の出資に伴う株券や貸付金については、県が保有し続ける意義や貸付先の事業実績の検証を行い、その意義等が薄れているものについては、原則として、売却、引上げあるいは有効活用を図ること。

(4) 新たな歳入確保策に向けた取組み

- ① 自主財源を確保する観点から、県の様々な広報媒体を活用した広告収入の確保や、公の施設のネーミングライツ売却、ふるさと納税制度などによる寄附の受入れに積極的に取り組むこと。

さらに、上記以外にも、創意工夫のある新たな歳入確保策について、これまで以上に主体的かつ積極的に取り組むこと。なお、こうした取組みに対しては、一定の要件の下、確保した財源の概ね1/2を歳出の要求基準に上乘せした要求ができるものとしていること。

- ② 県の出資団体等に対しても、積極的に新たな歳入確保策を導入するよう指導・助言を徹底すること。

(5) 収入未済額の整理促進

県営住宅家賃をはじめとする収入未済額については、県民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、実効性・効率性のある整理対策を講じ、収入の確保を図ること。

第2 歳出に関する事項

1 義務的経費

(1) 人件費

現員数及び退職見込み数を基に、所要見込額で要求すること。

なお、熊本地震の復旧・復興のために他都道府県から受け入れる地方自治法派遣職員に係る経費についても計上すること。

業務量の増大等に対しては、配置増員を前提とせず、通常業務の改善・見直しを図るとともに、人員の重点的配置、弾力的活用により対処することを原則としていることに留意すること。

(2) 扶助費

社会保障関係経費については、国の制度改革の動向等を的確に把握し、全国のすう勢及び本県の事情を十分に考慮した上で、決算や支出の状況も勘案しながら、適切に積算し、所要見込額で要求すること。特に、社会保障・税一体改革に伴う社会保障の充実分等については、十分に情報収集の上、適切に見積もること。

(3) 公債費

総額抑制、単年度の負担軽減の両面から、そのあり方について見直しを行った上で、元利償還金を的確に把握し、所要見込額で要求すること。

2 一般行政経費

(1) 要求基準（熊本地震関連分を除く。）

一般財源等ベースで平成28年度当初予算額等（平成28年度6月補正及び9月補正において肉付け予算計上したものに加え、9月補正で編成予定であったもの（財政課と協議が整っていた事業に限る。）の、既存事業見直しにより計上を見送った予算を含む。）から20%を減額した額まで要求できるものとする。ただし、別途定める税交付金等、法定負担金については、所要見込額で要求できるものとする。

なお、一般財源等とは、一般財源、宝くじ収入、使用料・手数料、財産収入、県債、ふるさとくまもと応援寄附基金繰入金、長寿社会づくり事業交付金をいう。

(2) 個別留意事項

① 補助金等

行政と民間、国、県及び市町村等との間の適切な役割分担、県の関与のあり方等の観点から、また、制度改革等を踏まえ、必要性や水準・規模について見直しに取り組むこと。中でも、政令指定都市に移行した熊本市との役割分担については、既存事業も含め精査を行うこと。

なお、見直しに当たっては、市町村、各関係団体等に対し、十分説明し、理解を得るよう努めること。

② 特別会計繰出金

法令上特に定めのあるもの及び繰出基準に定めるものを除き、一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の見直し等を行い、収支の均衡に努めること。

また、公営企業にあつては、出資金、貸付金、補助金及び負担金の各区分を明確にするとともに、法令等の繰出基準に基づき繰り出すものとする。

③ 消費税率の引上げに伴う影響について

施設管理、清掃、警備等委託やリース等の個別契約に基づく経費については、消費税法及び地方税法上の経過措置の適用等により、過年度において消費税の引上げ分（5%→8%への引上げ分）を要求基準に加算していないもののうち、個別に積算を行うものに関し、別途要求基準に加算して要求できるものとする。

3 投資的経費

県民生活の質の向上に資する社会資本整備の着実な推進を図るため、事業の必要性、緊急性、投資効果を十分に検証の上、コスト縮減を推進しながら、優先順位の厳しい選択を行った上で要求すること。

(1) 補助事業（熊本地震及び熊本広域大水害関連分を除く。）

事業費ベースで平成28年度当初予算額等（平成28年度6月補正及び9月補正において肉付け予算計上したものに加え、9月補正で編成予定であったもの（財政課と協議が整っていた事業に限る。）の、既存事業見直しにより計上を見送った予算を含む。）から10%を減額した額まで要求できるものとする。

(2) 単独事業（熊本地震及び熊本広域大水害関連分を除く。）

① 事業費ベースで平成28年度当初予算額等（平成28年度6月補正及び9月補正において肉付け予算計上したものに加え、9月補正で編成予定であったもの（財政課と協議が整っていた事業に限る。）の、既存事業見直しにより計上を見送った予算を含む。）から20%を減額した額まで要求できるものとする。

② 各部局が所管する県有施設の改修等に係る経費（学校施設等を除く。）については、事前に総務部が予算枠を配分し、土木部においては、原則として、その範囲内で改修等の緊急性や必要性に応じ実施箇所を整理の上、一括要求すること。

(3) 国直轄事業負担金

国の動向を踏まえ、所要見込額で要求すること。なお、事業の内容、規模、工法等はもとより将来世代にわたる負担額が、本県にとって必要かつ適正な水準であるか十分検証し、説明できるようにした上で要求すること。

(4) 連続立体交差事業

所要見込額で要求すること。

(5) 災害復旧・復興事業

熊本広域大水害に係る災害復旧・復興事業を含めて、所要見込額で要求すること。

なお、復旧に当たっては、国の補助事業等を最大限活用する改良復旧に意を用いること。

(6) その他

大規模事業（残事業費が5億円以上の継続事業）については、個別の路線・箇所ごとに、今後の重点化、進捗調整、廃止・休止を含めた事業のあり方について見直しを行うこと。

4 熊本地震関連事業

事業を厳選したうえで、所要見込額で要求できるものであること。

5 単年度事業

平成29年度に限って財政需要が発生する事業については、事前に財政課と協議の上、協議が整った要求額で要求できるものとする。

6 その他

(1) 要求に当たって新たな財政需要については、予算要求基準額の範囲内で必ず調整の上で要求すること。

(2) 一般財源確保が厳しい状況にあるため、適債性のある事業については漏れなく起債充当を行うこと。なお、その際、起債充当率や起債償還に対する交付税措置の有無等について、把握しておくこと。

(3) 平成29年度以降分の前倒しとして平成28年度補正予算で計上した事業の取扱い
当該事業の要求額は、予算要求基準額から前倒し分として除くこと。なお、対象事業は、今後財政課と協議すること。

(4) 不適正な事務処理の再発防止策について

緊急的な対応が必要な場合の措置として、各部局筆頭課において、予算要求基準額の範囲内で備品購入費の予備費的な要求ができるものとしていること。

(5) 非常勤職員・臨時職員の配置について

非常勤職員については、業務の特質に応じた見直しを行い、配置数の抑制に努めること。特に、新規（増員も含む。）要求については、業務見直しの状況や配置の具体的な効果等を明らかにすること。

臨時職員については、恒常的な業務への配置は原則として廃止し、緊急的・短期的な業務等に係る配置に限定していることに留意すること。要求に当たっては、当該業務の縮減に向けた見直しや当該期間における他班（係）の応援態勢等の検討結果を踏まえ、臨時職員を配置しなければ当該業務を処理できない具体的な理由を明らかにすること。

なお、熊本地震への復旧・復興事業への対応についても同様に、原則として既存事業の見直しによる通常業務の縮減を前提とし、真に必要な緊急的・短期的な業務等に限定して配置することとする。

(6) 特別会計のうち事務的経費について

平成28年度当初予算額等(平成28年度6月補正及び9月補正において肉付け予算計上したものに加え、9月補正で編成予定であったもの(財政課と協議が整っていた事業に限る。)の、既存事業見直しにより計上を見送った予算を含む。)から20%を減額した額まで要求できるものとする。

(7) 債務負担行為について

- ① 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担が義務付けられ、将来の財政運営を圧迫する要因となることから、設定に当たっては、中長期的視点に立って、対象事業及びその限度額を十分精査した上で要求すること。
- ② 工事や委託等の債務負担行為については、設定年度に契約することが必要であること。

また、債務負担行為の変更については、設定年度に限定され、年度を超えて変更する場合は、追加分に係る新たな設定が必要となるので、留意すること。

- ③ 平成31年10月1日に予定されている消費税率10%への引上げに伴い、事業費の増が予見されるものについては、税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、債務負担行為の限度額にこれを適切に反映させる必要があること。

(8) 経済対策基金活用事業について

- ① これまでの国の経済対策により造成等を行った基金については、国の通知等を踏まえ、景気浮揚・雇用創出の観点から有効に活用することを前提として十分にその内容や効果を精査した上で要求すること。

なお、基金活用事業に係る一般財源については、国の通知で一般財源の拠出が義務付けられている等、真にやむを得ない場合のみとすること。

- ② 平成28年度末で終期を迎える経済対策基金活用事業については、事業継続の必要性、国庫補助等の活用又は市町村での事業実施の可否等を踏まえ、平成29年度においても継続が適当と認められるものに限り要求できるものであること。

なお、その場合にあっても、予算要求基準額の範囲内で調整の上、要求すること。